

<h1>名古屋市公報</h1>	令和元年 8月28日	第17号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人	

目	次	ページ
規 則		
○ 名古屋市建築基準法等施行細則及び名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例施行細則の一部を改正する規則	(住都・建築指導課)	(第23号) 4
告 示		
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について	(環境・地域環境対策課)	(第208号) 6
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	(健福・保護課)	(第209号) 7
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更	(健福・保護課)	(第210号) 10
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止	(健福・保護課)	(第211号) 12
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止	(健福・保護課)	(第212号) 14
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退	(健福・保護課)	(第213号) 15
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定	(健福・保護課)	(第214号) 16
○ 生活保護法による指定医療機関の変更	(健福・保護課)	(第215号) 18
○ 生活保護法による指定医療機関の辞退	(健福・保護課)	(第216号) 19
○ 指定障害福祉サービス事業者の指定について	(健福・障害者支援課)	(第217号) 20
○ 指定特定相談支援事業者等の指定について	(健福・障害者支援課)	(第218号) 24
○ 指定障害福祉サービス事業の廃止について	(健福・障害者支援課)	(第219号) 25

○ 指定特定相談支援事業等の廃止について	(健福・障害者支援課)	(第220号)	27
○ 名古屋都市計画用途地域の変更	(住都・都市計画課)	(第221号)	28
○ 名古屋都市計画特別用途地区の変更	(住都・都市計画課)	(第222号)	29
○ 名古屋都市計画高度地区の変更	(住都・都市計画課)	(第223号)	30
○ 名古屋都市計画防火地域及び準防火地域の変更	(住都・都市計画課)	(第224号)	31
○ 名古屋都市計画風致地区の変更	(住都・都市計画課)	(第225号)	32
○ 名古屋都市計画特別緑地保全地区の変更	(住都・都市計画課)	(第226号)	33
○ 名古屋都市計画道路の変更	(住都・街路計画課)	(第227号)	34
○ 名古屋都市計画公園の変更	(住都・都市計画課)	(第228号)	37
○ 名古屋都市計画緑地の変更	(住都・都市計画課)	(第229号)	38
○ 名古屋都市計画地区計画の決定	(住都・都市計画課)	(第230号)	40
○ 名古屋都市計画地区計画の変更	(住都・都市計画課)	(第231号)	41
○ 名古屋都市計画地区計画の変更	(住都・都市計画課)	(第232号)	42
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課)	(第233号)	43
○ 名古屋都市計画特別緑地保全地区の変更案の縦覧	(住都・都市計画課)	(第234号)	44
○ 名古屋都市計画生産緑地地区の変更案の縦覧	(住都・都市計画課)	(第235号)	45
○ 名古屋都市計画道路の変更案の縦覧	(住都・街路計画課)	(第236号)	46
○ 名古屋市風致地区内建築等規制条例別表第 1の区域の指定	(住都・都市計画課)	(第237号)	48

交 通 局 管 理 規 程

○ ICカード乗車券取扱規程の一部改正	(第4号)	50
---------------------	-------	----

公 告

○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)	51
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)	55

雑 報

○ 無効公告	(健福・保険年金課)	57
--------	------------	----

規 則 の あ ら ま し

- 名古屋市建築基準法等施行細則及び名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例施行細則の一部を改正する規則（第23号）

1 改正内容

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第 201号）等の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（名古屋市建築基準法等施行細則（平成12年名古屋市規則第85号。以下「規則」といいます。）第12条、第13条、第15条、第18条の 2、第18条の 3及び第36条並びに名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例施行細則（平成12年名古屋市規則第 3号）第 7条関係）
- (2) その他規定の整理を行います。（規則第17条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

名古屋市建築基準法等施行細則及び名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 8 月 22 日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第23号

名古屋市建築基準法等施行細則及び名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例施行細則の一部を改正する規則

(名古屋市建築基準法等施行細則の一部改正)

第 1 条 名古屋市建築基準法等施行細則（平成12年名古屋市規則第85号）の一部を次のように改正する。

第12条第 1 項の表の 1 項左欄中「第53条第 5 項第 3 号」を「第53条第 6 項第 3 号」に改め、同表の 2 項左欄中「第53条第 4 項」の次に「若しくは第 5 項」を加え、「第67条の 3 第 5 項第 2 号」を「第67条第 5 項第 2 号」に、「又は法第85条第 3 項、第 5 項若しくは第 6 項」を「、法第85条第 3 項、第 5 項若しくは第 6 項又は法第87条の 3 第 3 項、第 5 項若しくは第 6 項」に改め、同表の 4 項左欄中「第67条の 3 第 3 項第 2 号」を「第67条第 3 項第 2 号」に改め、同項右欄第 2 号中「表 2 (30) 項 (ろ) 欄」を「表 2 (29) 項 (ろ) 欄」に改める。

第13条第1項の表の3項右欄第2号及び第14条第1項の表の2項右欄第2号中「表2(30)項(ろ)欄」を「表2(29)項(ろ)欄」に改める。

第15条第1項の表の2項左欄中「又は令第129条の2の3第1項第2号」を削り、同表の5項右欄第2号及び同表の6項右欄第2号中「表2(30)項(ろ)欄」を「表2(29)項(ろ)欄」に改める。

第17条中「次の各号」を「次」に改め、同条第1号中「(平成16年)」を削り、同条第2号中「たまり桝等」を「集水ます等」に改め、同条第4号ただし書中「縦断勾配」を「縦断^{こう}勾配」に、「すべり止め」を「滑り止め」に改め、同条第6号中「すみ切り」を「隅切り」に改める。

第18条の2第1項中「第10条の4の4第1項第3号」を「第10条の4の5第1項第3号」に改め、同条第2項中「第10条の4の4第1項第4号」を「第10条の4の5第1項第4号」に、「次の各号」を「次」に改める。

第18条の3第1項中「第10条の4の7第1項第2号」を「第10条の4の8第1項第2号」に改め、同条第2項中「第10条の4の7第1項第3号」を「第10条の4の8第1項第3号」に、「次の各号」を「次」に改める。

第36条第1項第2号及び第38条第1項第2号中「表2(30)項(ろ)欄」を「表2(29)項(ろ)欄」に改める。

(名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例施行細則の一部改正)

第2条 名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例施行細則(平成12年名古屋市規則第3号)の一部を次のように改正する。

第7条中「次の各号」を「次」に改め、同条第3号中「表2(30)項(ろ)欄」を「表2(29)項(ろ)欄」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市告示第 208号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和元年 8月20日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定する区域

名古屋市緑区大根山二丁目 133番の一部

2 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 209号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第49条の規定により、各法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和元年 8月20日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医療機関名	所在地	指定年月日
CCクリニック	名古屋市東区泉三丁目21番15号	令和元年 7月 1日
タナカ皮膚科	名古屋市中村区名駅四丁目 6番23号	平成31年 4月 1日
米田医院	名古屋市中村区名駅四丁目 4番10号	令和元年 5月 1日
鶴舞こころのクリニック	名古屋市中区千代田三丁目16番 7号	令和元年 6月 1日
名古屋プライベートクリニック	名古屋市瑞穂区川澄町 2丁目13番地	令和元年 6月 1日

道徳ファミリークリニック	名古屋市南区道徳通 2丁目33番地	令和元年 5月 1日
藤が丘effeファミリークリニック	名古屋市名東区藤が丘 170番地の 4	令和元年 6月 1日
すみれ内視鏡クリニック	名古屋市天白区原一丁目2001番地	令和元年 7月16日

2 歯科

医療機関名	所在地	指定年月日
瑞祥デンタルクリニック	名古屋市東区葵一丁目25番 1号	令和元年 5月 1日
河合歯科クリニック	名古屋市守山区川東山 208番地	令和元年 5月21日

3 薬局

医療機関名	所在地	指定年月日
ミッテル調剤薬局 篠の風店	名古屋市緑区篠の風二丁目 417番地	令和元年 6月 3日
薬局マツモトキョ シ名古屋植田駅前 店	名古屋市天白区植田一丁目1310番地	令和元年 7月 1日

4 訪問看護

医療機関名	所在地	指定年月日

やさしい手訪問看護かえりえ楠事業所	名古屋市北区楠五丁目 424番地	令和元年 6月 1日
にじのさと訪問看護ステーション神宮前	名古屋市熱田区横田一丁目11番 6号	平成31年 4月 1日
訪問看護ミライブプロジェクト	名古屋市南区平子一丁目 2番 3号	平成31年 4月25日
訪問看護アモーレ・ラボ	名古屋市守山区小幡南三丁目21番18号	平成31年 4月 1日
にじのさと訪問看護ステーション野並	名古屋市緑区鳴子町 2丁目 152番地	平成31年 4月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 210号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和元年 8月20日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医 療 機 関 名	旧	医療法人板倉医院
	新	板倉医院
所 在 地	名古屋市北区城東町 7丁目 156番地	
変 更 年 月 日	令和元年 6月11日	

2 歯科

医 療 機 関 名	医療法人治友会とりい歯科	
所 在 地	旧	名古屋市北区上飯田南町 5丁目27番地
	新	名古屋市北区上飯田南町 5丁目44番地
変 更 年 月 日	令和元年 6月 1日	

3 訪問看護

医 療 機 関 名	訪問看護ステーションオアシスセンター	
所 在 地	旧	名古屋市瑞穂区瑞穂通 5丁目19番地
	新	名古屋市瑞穂区竹田町 3丁目11番地
変 更 年 月 日	令和元年 5月13日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 211号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和元年 8月20日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医療機関名	所在地	廃止年月日
タナカ皮膚科	名古屋市中村区名駅四丁目 6番23号	平成31年 4月 1日
高杉内科	名古屋市中川区高杉町 147番地	令和元年 6月20日

2 歯科

医療機関名	所在地	廃止年月日
白木蓮デンタルクリニック	名古屋市中区丸の内三丁目18番17号	令和元年 6月 1日

あかほり歯科医院	名古屋市守山区喜多山二丁目 2番 4号	平成31年 4月 1日
----------	---------------------	-------------

3 薬局

医療機関名	所在地	廃止年月日
岡松薬局	名古屋市北区駒止町 2丁目73番地の5	令和元年 7月 1日
フォレスト調剤薬局藤が丘店	名古屋市名東区藤が丘 143番地	令和元年 5月24日

4 訪問看護

医療機関名	所在地	廃止年月日
にじのさと訪問看護ステーション神宮前	名古屋市熱田区横田一丁目11番 6号	平成31年 4月 1日
にじのさと訪問看護ステーション野並	名古屋市緑区鳴子町 2丁目 152番地	平成31年 4月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 212号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり休止の届出がありました。

令和元年 8月20日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医療機関名	所在地	休止年月日
坪井調剤薬局乾店	名古屋市中村区乾出町 2丁目24番地	平成31年 4月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 213号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第51条第 1項の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第51条第 1項の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出がありました。

令和元年 8月20日

名古屋市長 河 村 たかし

1 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	辞 退 年 月 日
まえだ歯科	名古屋市守山区村前町 148番地	令和元年 6月26日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 214号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第55条第 1項の規定により、各法による施術を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和元年 8月20日

名古屋市長 河 村 たかし

1 あん摩・マッサージ

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
鍼灸・マッサージ祥裕	名古屋市昭和区南分町 6丁目12番地	令和元年 5月13日
大久保 忠宜		
はり・きゅう・マッサージ協栄堂治療院	名古屋市北区中丸町 3丁目21番地の 5	令和元年 6月20日
家崎 優		
KE i ROW名古屋中村ステーション	名古屋市中村区香取町 1丁目 8番地	平成31年 4月12日

豊澤 勇次		
-------	--	--

2 はり・きゅう

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
鍼灸・マッサージ祥裕	名古屋市昭和区南分町 6丁目12番地	令和元年 5月13日
大久保 忠宜		
はり・きゅう・マッサージ協栄堂治療院	名古屋市北区中丸町 3丁目21番地の 5	令和元年 6月20日
家崎 優		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 215号

生活保護法による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和元年 8月20日

名古屋市長 河 村 たかし

1 薬局

医 療 機 関 名	有限会社ミドリ薬局イズミ店	
所 在 地	旧	名古屋市東区泉一丁目11番15号
	新	名古屋市東区泉一丁目 8番 5号
変 更 年 月 日	令和元年 7月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 216号

生活保護法による指定医療機関の辞退

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第51条第 1項の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出がありました。

令和元年 8月20日

名古屋市長 河 村 たかし

1 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	辞 退 年 月 日
益川歯科医院	名古屋市中区平和一丁目21番19号	平成31年 4月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 217号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第36条第 1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和元年 8月21日

名古屋市長 河 村 たかし

事業者（設置者）の名称及び主たる事務所の所在地	事業所（施設）の名称及び所在地	サービス等の種類	事業所番号	指定年月日
株式会社クラ・ゼミ 浜松市中区田町 230番地の15	アクセスジョブ名古屋駅前 名古屋市中村区竹橋町 5番10号	就労移行支援	2310101387	令和元年 8月 1日
一般社団法人あいち福祉振興会 名古屋市熱田区伝馬一丁目 2番 6号	就労定着支援 S u s t a i n 名古屋市熱田区伝馬一丁目 2番 6号	就労定着支援	2311100412	令和元年 8月 1日
株式会社ネオネット 名古屋市中川区八剣町 3丁目95番地	ひまわり 名古屋市中川区八剣町 3丁目95番地	就労定着支援	2311300673	令和元年 8月 1日
一般社団法人明日葉 名古屋市中川区大	訪問介護ステーション明日葉 名古屋市中川区大	居宅介護 重度訪問介護	2311301523	令和元年 8月 1日

当郎三丁目2009番地	当郎三丁目2009番地			
株式会社わっと 名古屋市中川区八幡本通 1丁目33番地の 9	訪問介護事業所和 ところ 名古屋市中川区柳島町 6丁目57番地	居宅介護 重度訪問介護	2311301531	令和元年 8月 1日
特定非営利活動法人バウムカウンセ リングルーム 名古屋市中川区又穂町 6丁目46番地の 1	指定就労継続支援 施設カトレア 名古屋市中川区丹後町 1丁目35番地	就労継続支援 B型	2311301549	令和元年 8月 1日
株式会社WORK ON 愛知県知多郡武豊町字祠峯二丁目50番地	生活介護WORK ON新瑞橋 名古屋市中川区弥富通 2丁目34番地の 1	生活介護	2311400663	令和元年 8月 1日
一般社団法人あい ち保健管理センタ ー 名古屋市中区栄一丁目18番 1号	あいち保健管理セ ンター就労定着支 援部 名古屋市中区栄一丁目18番 1号	就労定着支援	2316100623	令和元年 8月 1日
株式会社C B T - L I N K s 名古屋市中区栄一丁目18番 1号	C o B i T o 名古屋市中区栄一丁目18番 1号	就労継続支援 A型	2316101043	令和元年 8月 1日
合同会社G E S 愛知県津島市天王通り六丁目66番地 2	就労移行支援事業 所エール天白 名古屋市中区原一丁目1804番地	就労移行支援	2316401229	令和元年 8月 1日

ウェルビー株式会社 東京都中央区銀座 二丁目 3番 6号	就労定着支援事業 所ウェルビー千種 センター 名古屋市千種区内 山三丁目10番22号	就労定着支援	2317101000	令和元年 8月 1日
絆プロジェクト株 式会社 名古屋市守山区日 の後1414番地の 3	B A S I S 名古屋市千種区観 月町 1丁目60番地 の 1	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護	2317101117	令和元年 8月 1日
知らず株式会社 名古屋市千種区高 見二丁目 4番 7号	知らず池下 名古屋市千種区高 見二丁目 4番 7号	就労継続支援 B型	2317101125	令和元年 8月 1日
株式会社アルク 名古屋市北区米が 瀬町 201番地	訪問介護アルク 名古屋市守山区竜 泉寺一丁目 919番 地	居宅介護 重度訪問介護	2317601694	令和元年 8月 1日
株式会社友生 名古屋市緑区大高 町字中ノ島36番地 の 1	訪問介護ふじ 名古屋市緑区大高 町字粕森谷 8番地 の 2	居宅介護 重度訪問介護	2318501406	令和元年 8月 1日
有限会社菩提 名古屋市中村区岩 塚町字一里山 1番 地の 7	寛政の家 名古屋市港区寛政 町 7丁目 3番地	共同生活援助	2321200145	令和元年 8月 1日
特定非営利活動法 人花の樹 愛知県あま市甚目 寺山之浦 176番地 2	フランシール 名古屋市中川区富 田町大字榎津字郷 北1807番地の 1	共同生活援助	2321300267	令和元年 8月 1日
特定非営利活動法	日向	共同生活援助	2328500117	令和元年

人地域共生とうか い 愛知県豊川市塔ノ 木町二丁目58番地 の 2	名古屋市緑区大高 町字元屋敷 5番地 の 5			8月 1日
---	------------------------------	--	--	-------

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 218号

指定特定相談支援事業者等の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の20第 1項及び児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の28第 1項の規定により、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者として、次のとおり指定しました。

令和元年 8月21日

名古屋市長 河 村 たかし

事業者（設置者）の名称及び主たる事務所の所在地	事業所（施設）の名称及び所在地	サービス等の種類	事業所番号	指定年月日
一般社団法人やまのくち農舎 名古屋市中村区井深町16番 5号	障害者相談支援センターやっと亀 名古屋市中村区井深町16番 5号	特定相談支援	2330100153	令和元年 8月 1日
		障害児相談支援	2370100139	

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 219号

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第 2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和元年 8月21日

名古屋市長 河 村 たかし

事業者（設置者）の名称及び主たる事務所の所在地	事業所（施設）の名称及び所在地	サービス等の種類	事業所番号	廃止年月日
特定非営利活動法人ベルフェア 名古屋市中村区中村町 9丁目66番地	就労継続支援 B型 りん 名古屋市中村区千成通 4丁目21番地	就労継続支援 B型	2310101155	令和元年 7月31日
一般社団法人あいち保健管理センター 名古屋市中区栄一丁目18番 1号	C B T - L I N K s 名古屋市中区栄一丁目18番 1号	就労継続支援 A型	2316100623	令和元年 7月31日
合同会社 a i d 名古屋市中区原一丁目1804番地	就労移行支援事業所エール天白 名古屋市中区原一丁目1804番地	就労移行支援	2316400957	令和元年 7月31日
特定非営利活動法人名古屋市民生活	フランシール 名古屋市中川区富	共同生活援助	2321300168	令和元年 7月31日

支援センター 名古屋市昭和区檀 溪通 4丁目48番地 の 1	田町大字榎津字郷 北1807番地の 1			
特定非営利活動法 人名古屋市民生活 支援センター 名古屋市昭和区檀 溪通 4丁目48番地 の 1	日向 名古屋市緑区大高 町字元屋敷 5番地 の 5	共同生活援助	2328500042	令和元年 7月31日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 220号

指定特定相談支援事業等の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の25第 4項及び児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の32第 2項の規定により指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和元年 8月21日

名古屋市長 河 村 たかし

事業者（設置者）の名称及び主たる事務所の所在地	事業所（施設）の名称及び所在地	サービス等の種類	事業所番号	廃止年月日
社会福祉法人名北福祉会 名古屋市北区御成通 3丁目20番地の4	相談支援センター くすのき 名古屋市北区如意二丁目 124番地	特定相談支援	2337300053	令和元年 7月31日
		障害児相談支援	2377300062	

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 221号

名古屋都市計画用途地域の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画用途地域を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

令和元年 8月22日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 都市計画の種類及び名称
名古屋都市計画用途地域

- 2 都市計画を変更する土地の区域
名古屋市全域

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 222号

名古屋都市計画特別用途地区の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画特別用途地区を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

令和元年 8月22日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 都市計画の種類及び名称
名古屋都市計画特別用途地区

- 2 都市計画を変更する土地の区域
名古屋市全域

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 223号

名古屋都市計画高度地区の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画高度地区を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

令和元年 8月22日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 都市計画の種類及び名称
名古屋都市計画高度地区

- 2 都市計画を変更する土地の区域
名古屋市全域

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 224号

名古屋都市計画防火地域及び準防火地域の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画防火地域及び準防火地域を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

令和元年 8月22日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 都市計画の種類及び名称
名古屋都市計画防火地域及び準防火地域

- 2 都市計画を変更する土地の区域
名古屋市全域

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 225号

名古屋都市計画風致地区の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画風致地区を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

令和元年 8月22日

名古屋市長 河 村 たかし

1 都市計画の種類

名古屋都市計画風致地区

2 都市計画を変更する土地の区域

小幡風致地区 名古屋市守山区青葉台、大字牛牧字中山、字長根及び字ハナレ松、大森二丁目、大森北一丁目、大森北二丁目、大森八龍一丁目、大森八龍二丁目、大字小幡字北屋敷及び字北山、小幡北、大字川字東山、喜多山二丁目、大字吉根字太鼓ヶ根、字仲田、字長廻間及び字階子田、吉根南、御膳洞、翠松園一丁目、翠松園二丁目、翠松園三丁目、鼓が丘一丁目、弁天が丘並びに竜泉寺二丁目

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 226号

名古屋都市計画特別緑地保全地区の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画特別緑地保全地区を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

令和元年 8月22日

名古屋市長 河 村 たかし

1 都市計画の種類

名古屋都市計画特別緑地保全地区

2 都市計画を変更する土地の区域

成海神社特別緑地保全地区 名古屋市緑区鳴海町字乙子山及び字森下

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 227号

名古屋都市計画道路の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画道路を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

令和元年 8月22日

名古屋市長 河 村 たかし

1 都市計画の種類

名古屋都市計画道路

2 都市計画を変更する土地の区域

名称	起点	終点	主な経過地
3・2・3号 名古屋環状線	名古屋市港区 築地町	名古屋市港区 大江町	名古屋市中川区 昭和橋通 3丁目 名古屋市北区 志賀南通 1丁目 名古屋市南区 桜台一丁目
3・5・8号 枇杷島野田町線	名古屋市西区 枇杷島二丁目	名古屋市中村区 横前町	名古屋市中村区 稲葉地本通 1丁目

3・4・10号 中郷十一屋線	名古屋市中川区 中郷二丁目	名古屋市港区 潮風町	名古屋市港区 当知一丁目
3・3・14号 椿町線	名古屋市中村区 亀島一丁目	名古屋市中川区 運河町	名古屋市中村区 椿町
3・1・20号 伏見町線	名古屋市西区 枇杷島町字柳場	名古屋市緑区 鳴海町字天白川内	名古屋市中区 三の丸一丁目 名古屋市熱田区 伝馬一丁目
3・5・26号 堀越枇杷島線	名古屋市西区 上堀越町 4丁目	名古屋市西区 枇杷島四丁目	名古屋市西区 枇杷島五丁目
3・5・32号 上名古屋線	名古屋市西区 又穂町 3丁目	名古屋市西区 城西三丁目	名古屋市西区 秩父通 1丁目
3・4・37号 潮風線	名古屋市港区 一洲町	名古屋市港区 空見町	名古屋市港区 汐止町
3・5・45号 光音寺内田橋線	名古屋市北区 中切町 6丁目	名古屋市瑞穂区 新開町	名古屋市中区 栄四丁目 名古屋市昭和区 高辻町
3・4・51号 味鋤線	名古屋市北区 楠二丁目	名古屋市北区 西味鋤三丁目	—
3・5・52号 杉村老松線	名古屋市北区 安井三丁目	名古屋市中区 新栄一丁目	名古屋市東区 白壁五丁目
3・4・61号 鳥羽見線	名古屋市守山区 鳥神町	名古屋市守山区 金屋一丁目	名古屋市守山区 新守町
3・3・81号 高針大高線	名古屋市名東区 牧の原二丁目	名古屋市緑区 大高町字杵前	名古屋市天白区 野並三丁目 名古屋市緑区 鳴海町字中汐田

3・4・87号 古鳴海停車場線	名古屋市緑区 古鳴海一丁目	名古屋市緑区 鳴海町字上汐田	名古屋市緑区 鳴海町字矢切
3・4・88号 鳴子団地大高線	名古屋市天白区 相川一丁目	名古屋市緑区 大高町字砦前	名古屋市緑区 鳴海町字宿地
3・4・97号 中小田井味鋤線	名古屋市西区 中小田井二丁目	名古屋市西区 宝地町	名古屋市西区 八筋町
3・5・106号 北押切堀端線	名古屋市西区 花の木二丁目	名古屋市西区 城西三丁目	—
3・4・108号 守山本通線	名古屋市東区 矢田東	名古屋市守山区 大森五丁目	名古屋市守山区 大森二丁目
3・5・131号 駅西線	名古屋市中村区 太閤二丁目	名古屋市中村区 長戸井町 2丁目	—
3・4・147号 烏森町線	名古屋市中村区 野上町	名古屋市中村区 牛田通 4丁目	名古屋市中村区 並木二丁目
3・5・167号 枯木上旭出線	名古屋市緑区 鳴海町字枯木	名古屋市緑区 作の山町	名古屋市緑区 鳴海町字乙子山
3・3・170号 星崎鳴海線	名古屋市港区 船見町	名古屋市緑区 相原郷二丁目	名古屋市南区 星崎二丁目
3・4・212号 味鋤西線	名古屋市北区 西味鋤二丁目	名古屋市北区 楠味鋤三丁目	名古屋市北区 中味鋤三丁目

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課

名古屋市告示第 228号

名古屋都市計画公園の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画公園を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

令和元年 8月22日

名古屋市長 河 村 たかし

1 都市計画の種類

名古屋都市計画公園

2 都市計画を変更する土地の区域

3・ 3・ 19号 小幡稲荷公園 名古屋市守山区小幡中三丁目

3・ 3・ 74号 多加良浦公園 名古屋市港区多加良浦町 4丁目

3・ 3・ 75号 桶狭間公園 名古屋市緑区桶狭間神明

4・ 4・ 17号 船頭場公園 名古屋市港区小賀須一丁目、小賀須四丁目、
船頭場四丁目及び船頭場五丁目

4・ 4・ 18号 雨池公園 名古屋市守山区御膳洞

4・ 4・ 21号 細根公園 名古屋市緑区鳴海町字姥子山及び字細根

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 229号

名古屋都市計画緑地の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画緑地を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

令和元年 8月22日

名古屋市長 河 村 たかし

1 都市計画の種類

名古屋都市計画緑地

2 都市計画を変更する土地の区域

第 1号 戸田川緑地 名古屋市中川区富田町大字包里字内野、字西亥寅新田、字西川、字東亥寅新田及び字前並、大字供米田字大縄北切、字大縄南切、字河原、字外河田及び字辰新田、大字戸田字川菘、字大日川田、字東南穴田、字古川埋田、字古川新田及び字北東穴田、大字富永字大儘外、富永一丁目並びに水里一丁目
名古屋市港区南陽町大字福田字大儘、字西蟹田及び字春田野、大字西福田字石新田一、字石新田二、字川仲及び字猿島、西蟹田、西福田一丁目、春田野一丁目並びに春田野二丁目

第 4号 洗堰緑地 名古屋市北区楠町大字味錠字落合、大字大蒲新田字三角、大字喜惣治新田字三番割、字四番割、字五番割、

字六番割、字七番割及び字中島、大字如意字新堀、中切町字犬山、字塚坪、字西裏及び字初坪並びに福德町字戸太夫割、字長直、字七合、字八反田、字水落、字溝向及び字寄町

名古屋市西区稻生町字杵先、山田町大字大野木字洗堰、字市場屋敷、字薄山、字起返り、字橋内屋敷、字郷前、字下前、字下屋敷、字外新田、字長田、字西新川、字野田、字野畑、字東新川、字瓢箪、字比良脇及び字山下、大字上小田井字坂井戸、字天王下、字野方及び字東古川並びに大字比良字石原、字北出口、字城屋敷、字天神下、字野市場、字東出口、字前阪及び字間ノ池

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 230号

名古屋都市計画地区計画の決定

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画地区計画を次のとおり決定しました。

なお、関係図書は、同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

令和元年 8月22日

名古屋市長 河 村 たかし

1 都市計画の種類及び名称

名古屋都市計画地区計画 大高瀬木南地区計画

2 都市計画を決定する土地の区域

名古屋市緑区大高町字洞之腰、字柿木峡、字南休、字銭瓶谷、字下西峡及び字北炭焼並びに南大高四丁目の各一部

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 231号

名古屋都市計画地区計画の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画地区計画を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

令和元年 8月22日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 都市計画の種類及び名称
名古屋都市計画地区計画 太閤地区計画

- 2 都市計画を決定する土地の区域
名古屋市中村区太閤一丁目及び三丁目の各一部

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 232号

名古屋都市計画地区計画の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画地区計画を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

令和元年 8月22日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 都市計画の種類及び名称
名古屋都市計画地区計画 打越地区計画

- 2 都市計画を変更する土地の区域
名古屋市千種区星ヶ丘 2丁目の一部

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 233号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 2項の規定に基づき、令和元年名古屋市告示第 195号により指定した形質変更時届出管理区域の全部を次のとおり解除します。

令和元年 8月23日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 指定を解除する区域
名古屋市千種区富士見台一丁目21番の一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物（土壌溶出量基準）
- 3 当該形質変更時届出管理区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 234号

名古屋都市計画特別緑地保全地区の変更案の縦覧

名古屋都市計画特別緑地保全地区を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第17条第 1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この案について意見のある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間終了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

令和元年 8月23日

名古屋市長 河 村 たかし

1 都市計画の種類

名古屋都市計画特別緑地保全地区

2 都市計画を変更する土地の区域

熊野三社特別緑地保全地区 名古屋市南区呼続 2丁目

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和元年 8月23日から同年 9月 6日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 235号

名古屋都市計画生産緑地地区の変更案の縦覧

名古屋都市計画生産緑地地区を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第17条第 1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この案について意見のある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間終了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

令和元年 8月23日

名古屋市長 河 村 たかし

1 都市計画の種類

名古屋都市計画生産緑地地区

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域（ただし、市街化調整区域を除く。）

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和元年 8月23日から同年 9月 6日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 236号

名古屋都市計画道路の変更案の縦覧

名古屋都市計画道路を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第17条第 1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

令和元年 8月23日

名古屋市長 河 村 たかし

1 都市計画の種類

名古屋都市計画道路

2 都市計画を変更する土地の区域

名称	起点	終点	主な経過地
7・7・82号 河岸町線	名古屋市瑞穂区 河岸町 3丁目	名古屋市瑞穂区 河岸町 3丁目	
7・7・83号 呼続 1号線	名古屋市南区 呼続元町	名古屋市南区 呼続元町	
7・5・84号 呼続 2号線	名古屋市南区 呼続一丁目	名古屋市南区 呼続一丁目	
7・7・85号 呼続 3号線	名古屋市南区 呼続二丁目	名古屋市南区 呼続二丁目	
7・7・86号 呼続 4号線	名古屋市南区 呼続二丁目	名古屋市南区 呼続二丁目	

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和元年 8月23日から同年 9月 6日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課

名古屋市告示第 237号

名古屋市風致地区内建築等規制条例別表第 1の区域の指定

平成 8年名古屋市告示第 213号（名古屋市風致地区内建築等規制条例別表第 1の区域の指定について）の一部を次のように改正する。

令和元年 8月23日

名古屋市長 河 村 たかし

図面 1を次のように改める。

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課



尾張旭市

凡例	
風致地区界	— — — —
名古屋市風致地区内建築等規制条例別表第1の規定により、市長が指定する区域	



名古屋市交通局管理規程第4号

ICカード乗車券取扱規程（平成23年名古屋市交通局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和元年8月19日

名古屋市交通局長 河野和彦

第4条第1項第5号及び第6号を次のように改める。

(5) 株式会社パスモが発行するPASMO（PASMO PASSPORTを含む。）

(6) 東日本旅客鉄道株式会社が発行するSuica（Welcome Suicaを含む。）

第17条第2項中「付加無料乗車券」を「付加無料乗車券等」に改める。

第24条第1項に次の1号を加える。

(3) その他ICカード発行事業者規則で定める期間を経過したとき。

第24条第2項中「付加無料乗車券」を「付加無料乗車券等」に改める。

附 則

この規程は、令和元年9月1日から施行する。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第 5条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 4項により同法第 6条第 2項の規定による届出とみなし次のとおり公告します。

令和元年 8月19日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

セントラルパークアネックス

名古屋市中区錦三丁目 503番 ほか17筆

2 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
(株)三交クリエイティブ・ライフ	午前10時00分	午後 8時00分	変更なし	午後 9時00分
イオンリテール				変更なし
(株)エンドレス				
(株)スタイリングライフ・ホールディングス				
(株)エヌ・エー・ジム				
(株)THINKフィットネス				
(株)デザートジャパン				
(株)茶香・丸源				
(株)AOKI				
(株)良品計画				
(株)メガネトップ				

3 大規模小売店舗を設置する者及びこの大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 設置者

名 称	代表者の氏名	住 所
(株)セントラルパークアネックス	代表取締役 野村 和生	名古屋市東区泉一丁目23番36号

(2) 小売業者

名 称	代表者の氏名	住 所
(株)三交クリエイティブ・ライフ	代表取締役 藤井 俊彰	名古屋市中区錦三丁目 5番27号
イオンリテール(株)	代表取締役 井出 武美	千葉市美浜区中瀬一丁目 5番地 1
(株)エンドレス	代表取締役 蕭 易風	東京都台東区蔵前一丁目 4番 1号
(株)スタイリングライフ・ホールディングス	代表取締役 遠藤 育雄	東京都新宿区北新宿二丁目21番 1号
(株)エヌ・エー・ジム	代表取締役 永川 寛	名古屋市中区丸の内三丁目 6番41号
(株)THINKフィットネス	代表取締役 手塚 栄治	東京都江東区南砂三丁目 3番 6号
(株)デザートジャパン	代表取締役 三井 久	東京都豊島区目白一丁目 4番 8号
(株)茶香・丸源	代表取締役 永井 武彦	名古屋市中区錦三丁目 5番 4号
(株)AOKI	代表取締役 諏訪 健治	横浜市都筑区葛が谷 6番56号
(株)良品計画	代表取締役 松崎 暁	東京都豊島区東池袋四丁目26番 3号
(株)メガネトップ	代表取締役 冨澤 昌宏	静岡市葵区伝馬町 8番地の 6

4 大規模小売店舗の変更をする日

令和元年 8月22日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

9,105平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数
79台
- (2) 駐輪場の収容台数
0台
- (3) 荷さばき施設の面積
139.2平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量
61.65立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
上記 2で既述
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 7時00分から午後11時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数
5箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6時00分から午後 8時00分まで

8 届出の日

令和元年 7月18日

9 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）
中区役所情報コーナー及び東区役所情報コーナー

10 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和元年 8月19日から同年12月19日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日

を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 11 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

- 12 意見書の提出期限及び提出先

令和元年12月19日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和元年 8月23日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモールナゴヤドーム前

名古屋市東区矢田南四丁目 1番19号

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏名	住 所	名 称	代表者の氏名	住 所
フロンティア不動産投資法人	執行役員 永田 和一	東京都中央区銀座六丁目 8番 7号	変更なし	執行役員 岩藤 孝雄	変更なし

3 変更の日

平成30年 4月 1日

4 変更した理由

代表者変更のため

5 届出の日

令和元年 7月30日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和元年 8月23日から同年12月23日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和元年12月23日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

無効公告

下記のとおり証票紛失の旨届出があったので、事故発生の日以降は無効とする。

令和元年 8月23日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 証票名
身分証明書（国民健康保険推進員）
- 2 交付番号
第 339号
- 3 所属
名古屋市健康福祉局生活福祉部保険年金課守山区担任
- 4 氏名
宮下やよい
- 5 紛失等の年月日
令和元年 6月12日
- 6 紛失等の理由
紛失

名古屋市健康福祉局生活福祉部保険年金課